

令和5年12月13日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年12月13日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子
14番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

10番 古川 幸義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。よって地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番、藪内 真由美 君、11番、隅岡 美子君。指名を致しておきます。

日程第2. 一般質問を行います。なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。初めに、8番、金井 浩三 君。

議員（金井 浩三）

お早うございます。一般質問、8番、金井 浩三。

ちょっと質問の門の字に口が忘れてましたんで、お断りしておきます。

多度津中学校の生徒の学生服について、役場庁舎の駐車場の利活用について、この2点について質問させていただきます。

まず、第1点目、多度津中学校の生徒の学生服についてを質問致します。

昭和31年4月、旧多度津、四箇、白方中学校を統合し、新生多度津中学校が発足しました。67年の歴史があります。私も31年生まれで、同じ67年の歴史があります。その歴史がある中学校で、今、生徒の学生服が変わるという話を聞きました。

そこで質問します。そこまでの経緯の説明をよろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

金井議員の多度津中学校の制服変更までの経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津中学校では、従来から生徒会を中心とした生徒と教員とによる校則等の見直しの中で「制服の在り方」についても話し合われてきました。内容は「LGBTQ+等の多様性への配慮もある誰にでも優しい制服を」との考え方によるもので、併せてデザイン性、機能性、耐久性等の向上についても話し合われてきました。

協議を続ける中で、近隣市町でも制服の議論が進んでいる状況や、生徒からも制服の見直し等の意見が出ていることを勘案し、まずはPTA常任委員会、学校運営協議会でも「新制服検討に係る委員会設置の是非」について協議をし、令和4年2月「制服検討委員会」を立ち上げることになりました。

検討委員会では、最初に新制服の導入の是非、新制服導入のスケジュール及び体裁等について話し合わせ、その経過についてはパンフレット等でも広く周知しているところ です。

また、検討委員会では新制服を導入する方向で進めていく過程で、中学生及び保護者、令和7・8年度に中学校入学予定者の保護者を対象に、本年7月に第1回アンケートを実施しました。その結果は、導入すべきとの意見が、導入を見送るべきとの意見を大きく上回りました。

現在は、制服を主に製作する「マスターメーカー」を選定中です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

そしたら、その制服は、いつ頃から新しい着用を考えているのですか。よろしくお 願いします。

教育長（三木 信行）

金井議員の新しい制服の着用の時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。 今後の予定につきましては、制服作製のマスターメーカーを決定し、マスターメーカ ーとの協議を進めながら、令和7年4月を目途に新制服を導入する予定です。 新制服の完全移行までの暫定期間は、令和7年4月から5年間とし、それまでは両 制服の利用を認めることとし、その間に、新制服の再利用システム等も関係機関に お願いする予定です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

そしたら、在校生の制服はどのように考えているのですか、よろしくお 願いしま す。

教育長（三木 信行）

金井議員の在校生の制服はどのように考えているのかについてのご質問に答弁を させて頂きます。

在校生徒も含めて令和6年度に入学する生徒に関しては、保護者の更なる経済的負 担や購入をめぐる生徒間の混乱を避けるために、新しい制服を適用しないこととし ています。ただし、今後、個別案件の対応も含めてPTA常任委員会等での意見も 参考にしながら対応を検討していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

今何かジャケットにするという案が出るとと思いますが、ジャケットにすると、 ワイシャツが余分に要るようになるのではないですか。仮に2～3枚としても 7,000円から1万5,000円、現在よりアップするのではないのでしょうか。それをどの ように考えておられますか。

教育長（三木 信行）

金井議員のジャケットにするとワイシャツが余分に必要になるのではについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ジャケットの下のインナーにつきましては、今後、マスターメーカーや生徒指導委員会、そして生徒会と相談し、共に作り上げる予定です。

基本は、機能性と価格、そして見た目に中学生らしいを中心に選定しますが、現段階で、無理にカッターシャツ等を合わせる必要はないのではないかと考えます。

白のポロシャツ等も可能にした場合、費用負担の軽減にも繋がるのではないかと考えます。

ただし、式典等につきましては、指定のシャツ等を着用することになると思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

これは、ちょっと質問ではありませんが、2つボタンと3つボタンとでまた下のシャツとか、あんなんは色々違います。また、仮に上がずっと開きますと、ジャケットが要るようになりますので、また、その辺も色々と考えて下さい。よろしくお願い致します。

それでは、次の質問に行きます。現在の制服、学ラン、ズボンで約3万5,000円から4万円。セーラー服、スカートで約3万7,000円から4万円、新しいジャケット、ズボン、シャツ、スカートにすると、どれぐらいアップになるのですか。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

金井議員の現在の制服と新しい制服との価格差についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、新しい制服を主に製作するマスターメーカーを選定中であり、価格が未確定であるため、申し上げることが出来ません。

現在の物価高騰により現行の制服の価格も上昇することも考慮する必要がありますが、業者への制服の提案仕様では、「現制服購入を念頭に、保護者の負担が増大することのないように。」としています。

保護者の負担が大きく増大することを防ぐ、これは第一の命題としておりますので、値段が高くなりそうな場合、ボタン1つ、ネクタイ1つ、記章、そういった仕様を見直し、値段を下げる努力をします。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

そしたら次の質問に移ります。低所得者、また、母子家庭にさらなる負担になるかと思いますが、その辺はどのように考えているのですか。よろしくお願い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

金井議員の低所得世帯へのさらなる負担への考えについてのご質問に答弁をさせ

て頂きます。

現在のところ、新制服導入に係る更なる負担に対し、低所得世帯への援助等については、考えておりませんが、現行の制度においても児童扶養手当を受給している世帯等への就学援助として、中学1年生となる世帯に対し、新入学学用品費を支出しております。

新入学学用品費は、入学に必要な通学用のカバンや制服等を購入する費用など、入学に必要な準備金の一部を援助する費用で、本年度該当する中学1年生に60,000円を支給しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

私の孫が今年、中学1年になりました。そして、自転車とか学生服とか色んな総額でどれくらい要るんやと聞いたら、やはり、仮に10万は、軽く要りますと言っていましたんで、また、その辺よろしくご検討をお願い致します。

そしたら、次に2点目の質問に入ります。役場庁舎の利活用についてを質問します。

現庁舎は、令和4年6月6日に開庁し、地域交流センターを中心として、多くの住民の方々に利用されています。利用されている高齢者の方や身体が不自由な方から、立体駐車場の白線の幅が狭く、車の乗り降りがしづらい。通路が狭くて対向車が来た場合に不安になる。駐車券がとりづらいなどの意見をお伺いすることがありました。

これらの意見を受け、我々議会側と執行部側とが協議を進め、立体駐車場については令和5年10月1日より無料化となり、駐車券を取得する手間が省け、住民サービスの向上に繋がったところです。しかし、未だに立体駐車場ではなく、平地の駐車場利用出来ないかと意見を伺う機会が多くあります。以前の執行部側からの意見では、現在、公用車を駐車している駐車場を一般に開放するために整備を進めますとありましたが、そこで3点質問します。

役場庁舎の立体駐車場、公用車駐車場、職員駐車場及び新たに造成された駐車場の利用方法についてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員の役場庁舎の立体駐車場及び公用車駐車場等の運用方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

役場庁舎の立体駐車場につきましては、多くのご意見やご要望を頂いたため、副町長を中心に内部で改善策を検討し、入口での駐車券の発券を不要とするなど、利便性の向上に努めているところでございます。

公用車駐車場となっている場所につきましては、役場の来庁者や地域交流センターの来館者が利用出来る駐車場とするため、駐車区画を広げる工事や駐車場の案内看板を改修するなど、整備を進めてきました。ようやく昨日より利用出来るようにな

りましたので、町広報などで皆様にお知らせを致します。

また、役場庁舎の立体駐車場と整備を進めてきました公用車駐車場は、役場の開庁時間や地域交流センターの開館時間などを考慮し、役場庁舎の立体駐車場と同じ運用と致します。具体的に申し上げますと、第3日曜日と年末年始を除く、午前8時から午後9時30分までご利用頂けることとなります。

また、公用車駐車場を一般の利用者用として開放した後は、新たに造成した駐車場や役場庁舎の立体駐車場の一部を公用車駐車場として運用する予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

それでは次の質問に入ります。町長車及び議長車の駐車場はどこに確保され、行政に関わる行事に参加される方に利用される頻度が高いマイクロバスの駐車場はどこに確保されるのかについてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

金井議員の町長車、議長車及びマイクロバスの駐車場の確保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公用車駐車場の整備工事に伴いまして、町長車と議長車は役場庁舎の立体駐車場に置いております。マイクロバスは、新しく造成した駐車場に他の公用車と一緒に駐車するよう区画を確保しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

再質問です。町長車及び議長車を今現在2階の立体駐車場に駐車されてると思います。それを仮にM3階へ駐車すれば、どうでしょうか。よろしくお願ひします。

総務課長（泉 知典）

金井議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、そこに、なぜ駐車しているかと申しますと、まず第1に今回の駐車場整備に伴いまして、従前より計画しておりました倉庫棟の建設を取り止めました。それによりそのことにより収納場所が不足したことによりまして、そのため、町長車、議長車、マイクロバスを車庫から移動させることにより、倉庫として利用することと致しました。町長車や議長車は、長年使用されることや、管理上、目につきやすい場所がよいことから、現在の場所に移しております。今、M2階の方に駐車しておりますが、金井議員から3階はどうなのかという話がありましたが、実は3階が鳩等の糞が、今年の夏以降住みついたりしておりまして、特に夜間につきまして、そこに寝泊りをして巣作りを、私自身も10数回、その巣の駆除とかを致しました。今はちょっと来たり来なかつたりはするんですけども、当然、昼間は来ないんですが、夜来てそこに泊まるということは、特に3階のところに、巣をいっぱい作っておりまして、ちょっと糞の公害のこともあつたりすることもありますから、ちょっとそこに夜間駐車する町長車、議長車を置くと、ちょっと汚れがひどくなることもあり

まして、現在の場所に置かせて頂いておる次第でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

再質問です。鳩が来ないように対策する必要はないんですか。よろしくお願ひします。

総務課長（泉 知典）

金井議員の再質問に答弁をさせていただきます。

当然そのことは業者とも色々相談をしております。それをするには網を張るのが1番効果的であります。あそこ全面に網を張ることが景観的にも良いのかどうか、それをしても全く来なくなるという保障はございません。そういうこともありまして、今のところ私も個人的には鳩が来ないように液体を自分で作ってかけたりとか、色々しておりますが、それでも来ないということが絶対避けられないと思いますので、今のところはそうさせてもらっております。ご理解の方を頂きたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

課長、努力してくれて有難うございます。さて、次の質問に入ります。

庁舎に係る全体の駐車場整備計画は今年度で終了するのか、または、運用状況を見ながら、不具合が発見されれば見直しが行われるかについてお伺ひ致します。

総務課長（泉 知典）

金井議員の庁舎に係る全体の駐車場整備計画及び今後の見直しについてのご質問に答弁させていただきます。

役場庁舎に係る全体の駐車場の整備計画はございませんが、見直しにつきましては、今年度限りではなく、引き続き利用者の状況を見ながら、不具合の改善や利便性の向上のため、適宜、運用の見直しを図っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

この新しく出来た平面駐車場は、町民の皆様はどういう告知をするのですか。よろしくお願ひします。

総務課長（泉 知典）

金井議員の再質問に答弁をさせていただきます。

この平面の駐車場におきましては、工事も若干ずれたことから、事前にいついつから利用出来るということを住民の方に周知することが出来ませんでした。昨日お配りしたように、昨日より運用を開始しております。まず、1番最初には、まずホームページに運用が出来るということをまず掲示しております。その次に、広報誌につきましては、1月からは間違いなく出来るということだったので、1月の広報誌には、町民の皆様にご利用出来ますということの周知は致します。あとはもう来て頂

いた方に目に付いてもらうしかないので、今は立体駐車場のエレベーターの前のところに平面も利用出来るようになりましたっていう張り紙は今、致しております。出来る限り色々な場所で、住民の方に平面駐車場も利用出来るということを役場の中のところでお知らせして、住民の皆さんの周知に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

今、課長が言いましたホームページとか、言いましたね。あんまりホームページを見る人は少ないんじゃないかと思えます。この第4ですかね、確か広報紙が出るんは。それで早めに出した方が僕はいいと思えます。これは意見です。はい、よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（小川 保）

これをもって、8番 金井 浩三 議員の質問は終わります。

次に、2番 氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家法雄です。

今回の一般質問では、本町の行政情報及び個人情報に関する情報開示に係る対応についてお伺い致します。

1982年に山形県金山町で最初の情報公開条例が制定され、本年で41年になります。自治体が行う情報公開とは、住民に周知したい事柄を迅速に行い、支援すべき対象に支援を遅滞なく届けるなど、能動的かつ政策的に行われている場合が多いと考えられます。言い換えるならば、公開・公表出来る情報だけが提供されていることとなります。

一方、情報公開条例では、自治体が公開・公表していない情報が請求されることとなります。

情報公開請求は、物事が決まったことではなく、なぜ決めたのか、決めようとしているのかといった理由や経緯を知ることが目的として行われます。つまり、情報公開を請求することはその手段であって最終目的ではありません。

情報の開示請求者は、「なぜ」とか「理由」とかが知りたいという目的のために①誰が関わっているのか、②状況分析、現状分析はなぜそうなったのか、③どのような選択肢を検討したのか、④選ばなかった選択肢は何か、なぜ選ばなかったのか、⑤どのような議論を誰が行ったのか、⑥誰の意見を聞いたのか、⑦意見を聞いた人を選んだ理由は何かなどの情報開示を期待しています。

これに対して、自治体執行部では、条例、規則、取扱いマニュアルに従い、非開示項目と開示項目に分別して情報開示を行うこととなります。

求められている行政情報等の内容を非開示項目とするのか開示項目とするのかなど

については、細心の注意を払う必要があります。また、情報開示請求をする側もその情報の取扱いに責任を持つために適切な開示請求手続を行う必要があります。そこで、8点の質問を行います。

1点目は、一般住民が情報開示を求める手続きは、どのように行われるのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の一般住民が情報開示を求める手続についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町情報公開条例施行規則に規定する行政文書開示請求書に必要事項を記載し、情報公開を求める行政文書等を保有する部署に提出して頂き、開示、不開示等を決定する事務手続を行うこととなっております。

なお、行政文書開示請求書の様式は、情報公開制度の概要と併せてホームページ上に掲載しており、誰でも請求可能となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

制度のご説明、有難うございます。

2点目は、私たち議員が情報開示を求める際に利用する質問権についてです。自ら研究者でありながら地方議会議員をつとめる上瀬裕美の『地方議会における一般質問の研究』、こちらによれば、一般質問とは「議会議員から首長や執行部に対して、行政全般にわたる施策の方針や事業の実施状況などについて説明、報告を求めるもの」と規定した上で、「議会による監視がうまく機能しているかどうか、有権者が判断することが出来る機会」とその意義を強調しています。私共地方議会議員は、その責任を背負いながら日々の政治活動に携わっていますが、政治活動にあたっては質問権を行使し、議会には調査権が認められています。この議員の質問権、議会の調査権が及ぶ情報開示の範囲についてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の議員の質問権、議会の調査権が及ぶ情報開示の範囲についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員の質問権につきましては、地方自治法上に規定がなく、法定されている制度ではありませんが、多度津町議会会議規則第61条で一般質問について規定されており、議会議員が一般質問を行うことで、執行機関の実施する事業の執行状況や政策・施策に対する首長の将来展望を公に引き出しており、一般質問の内容が予算、事業に影響を与えることもあるため、一般質問は法的根拠がないものの監査機能と政策提案機能を果たし、執行機関の公式見解を引き出す重要なプロセスであることが、先ほど氏家議員からご紹介頂きました「地方議会における一般質問」の中でも記述されております。

一般質問の重要性や町民の代表者である議員の率直な質問に誠実に答弁しなければならぬため、個人情報に該当する内容や一般的に公開されていない事実であって、公開することによって利益の侵害になると客観的に考えられる場合を除き、原則、情報開示しています。

また、議会の調査権につきましては、地方自治法第98条と第100条で規定されており、議員個人に与えられた調査権ではなく、議会に調査権が与えられており、常任委員会として調査権を行使する場合には、個々の事項につき、調査の範囲及び調査の方法を指定して委任した場合にのみ調査権を行使出来るとされています。

さらに調査の対象は、本町の事務に限定されており、正当な理由がない場合、調査を拒むことが出来ないと規定されているため、地方自治法で適用除外とされているもの以外は、情報開示することとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。

今、個人情報に該当する内容や一般的に公表されていない事実であって、公開することによって利益の侵害になると客観的に考える場合を除き、原則情報開示としていますとの答弁を頂きましたが、この「考える場合を除き」の部分は、具体的にはどのような場合が想定されるのでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

答弁の中でも申し上げましたが、公開することによって利益の侵害になると客観的に考えられる場合は、行政情報以外の情報で個人情報のなもの、行政情報以外のものでも利益の侵害になると、客観的にと言葉どおりになりますが、利益の侵害になると客観的に考えられる場合以外は情報開示をしております。以上答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

その意味では利害が損なわれないように、慎重に情報開示、非開示の項目の取扱いを行って頂きたいと思えます。

そこで、3点目の質問に移ります。議員は質問権を行使するにあたっての情報開示要求に関する必要な手続についてお伺いします。

先に質問したとおり、発言に責任を持つだけでなく、一般質問に当たるとは言え、その手続に不備があった場合、責めを負わなければなりません。よって、本質問は、現在参加の全議員にも共通に当てはまる事柄であり、緊張感を持って質問させていただきます。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の議員が質問権を行使するにあたっての情報開示要求に関する必要な事務手続等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員の質問権を行使するための情報開示は、出来る限り協力するべきものと考えており、ホームページ等で公開されている情報や公にされていない情報であっても機密性の低い情報については、議会で適正に使用して頂けるとの信頼関係を基盤として、各部署の判断で情報開示しても差し支えないと考えております。

また、多度津町情報公開条例に基づく開示請求を行わなければならない場合は、「一般住民であるか議員であるかに関わらず、先ほど申し上げました行政文書開示請求書」に必要事項を記載し、開示請求を行って頂くことになっており、本条例第4条本で、利用者の責務として、情報開示によって得た情報は適正に使用しなければならないと定められております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。今、ご説明して頂いた規則に則つとれば、これまでも今後も議員は町民の権益を代表して一般質問を作成することになりますが、請求書が必要とされ、手続を経ないでの情報開示はあり得ないとの認識でよろしいでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

情報開示請求して頂かなければならない情報は、先ほども答弁申し上げましたとおり、個人情報や公開することによって、利益の侵害になると客観的に考える場合、そういう情報に関しては、情報公開請求をして頂くこととなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

それでは4点目に移ります。情報開示に関して、これまでに正式な開示請求を行わずに開示要求をした者はいなかったのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の正式な開示請求を行わずに開示要求をした者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町長公室では、正式な情報公開請求の手続きを行った者のみを把握しております。なぜ正式な情報公開請求を行った者のみの把握となっているかの理由につきましては、情報の開示を求められた場合において、ホームページ等に公開されている情報や公にされていない情報であっても、機密性の低い情報については、各部署の判断で情報開示しても差し支えないと考えており、日々の通常業務の中で多く行われるため、その一つひとつを報告してもらうことは現実的ではないためです。

しかし、一般に公開されていない情報であり、機密性の高い情報や回答内容に悩む場合においては、請求者に情報公開請求の案内を促し、正式な手続きをもって回答するべきものと考えております。

また、各部署での情報の開示で判断が難しい案件につきましては、事前に町長公室

に相談することとしており、そういう場合は原則的には正式な情報公開請求の手続きをするようにしております。

なお、正式な手続きによる情報公開請求があった場合には、行政文書等を保有する部署で受付をした後に、決裁ルートに合議で町長公室を経由することになっているため、その場合は、町長公室でも当該案件を把握可能となっておりますので、町長公室では正式な情報公開請求が必要であるにも関わらず、開示要求した者は、いないと認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

4点目と関わることなんですけれども、5点目は情報開示について、これまでに正式な手続きを行わずに開示要求をした議員はいなかったのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の正式な開示請求を行わずに開示要求をした議員についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、町長公室では正式な情報公開請求の手続きが必要であるにも関わらず、開示要求をした議員は、いないと認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご回答、有難うございます。それでは6点目、情報公開について、正式な手続きを経ないで開示要求を行った者及び議員に対する窓口対応はどのように行われるべきなのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の正式な手続きを経ないで開示請求を行った者及び議員に対する窓口対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

情報公開請求を行うべき機密性の高い情報の開示を求められた場合は、一般住民、議員等に関わらず、正式な情報公開請求の手続きに従い、開示請求を行うべきだと考えております。

しかし、先ほど申し上げたようなホームページ等に公にされている情報や機密性の低い情報については、各部署の判断において、公開して差し支えないものと判断しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

それでは、7点目なんですけれども情報開示について、正式な手続きを経ないで、職務上知り得た秘密を洩らした職員及び議員に対する懲罰はどのようなものが考えられるのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の情報開示について、正式な手続きを経ずに職務上知り得た秘密を洩ら

した職員及び議員に対する懲罰についてのご質問に答弁をさせていただきます。

職員については、地方公務員法第34条に職員の守秘義務の規定があり、同法第60条に罰則規定として違反のあった場合は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」とあるため、こちらの罰則のいずれかに該当するものと考えられます。

また、多度津町職員の懲戒処分に関する基準の中で、判断基準として、職務上知ることの出来た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合には、免職又は停職処分となると定められております。

議員の処分につきましては、地方自治法第134条第1項で、普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができるものと定められており、懲罰の内容につきましては、同法第135条で、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名になると定められております。

また、同条第2項で、懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならないこと。第3項では、除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならないことが定められています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

しっかり責任感を持って、私どもは情報を取り扱う必要があると考えますが、最後に8点目、今後、本町において不正な方法で情報を入手し、その情報を公にした者及び議員が判明した場合の処分及びその公表をどのように考えているのか、また、その適用はどこまで遡るのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の今後、本町において不正な方法で情報を入手し、その情報を公にした者及び議員が判明した場合の処分及びその公表はどのように考えているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

処分内容につきましては、先ほど答弁させていただきました内容に沿って決定することとしており、公表につきましては、多度津町職員の懲戒処分に関する基準の第3条で、公表する懲戒処分について定められており、公表する懲戒処分は、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）と、地方公務員法に基づく休職で、刑事処分に関し、起訴された場合の休職処分と定められており、公表する懲戒処分の管理監督責任に係る処分及び指導上の措置についても併せて公表することとなっております。

公表する内容についても発生年月日、職種、年齢及び性別、事件概要、処分内容、処分年月日を公表することと定められています。

職員の処分につきましては、過去の違法行為であっても事実が判明した日から遡っ

て処分を行い、公表することとしております。

議員の処罰につきましては、先ほど答弁させて頂きましたとおり、地方自治法や会議規則に基づき、議決により処分や公表について決定することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

制度の運用について、正確なご説明有難うございます。

近代日本を代表する倫理学者の和辻哲郎は大著『倫理学』の中で、この倫理の問題を個人意識の中で論じることの限界を指摘しております。すなわち、一個の人間は常に他者との関わりの中で生きているのであり、隔絶した個人がものを考え、行動する時もその意識は他者の存在や言葉の共有を前提にしているという指摘です。従って倫理というものが働く場所とは、人と人とのあいだ、碩学の言葉に従えば「実践的行為的連関」、分かりやすく言えば、人間とは人と人の間柄的關係の中で形成されているということです。

だとすれば、大文字の倫理が人と人との間柄的關係の中で成立し、常にその規則と自立の往復關係であるとするれば、私たちにとって身近な、例えば環境倫理とは私とモノとの關係を問うものであり、生命倫理は私と私自身の生命の關係を問う事柄になります。そして、この質問で取りあげた情報公開に関する問題は、私と情報の關係を問う事柄になります。

では、情報の当体とは一体何でしょうか。言葉や言説、記号として表現される情報の背景には常に「人間」が存在するということです。この人間とは現に生きている人間には留まりません。立憲主義の崩壊を前に現在政治の暴走を危惧する政治学者中島岳志の言葉によれば、過去の人間の試行錯誤の上に、この現在が成り立つとすれば、「死者」という「人間」に対する責任もあるとの指摘もあります。現在と過去との対話の中で、私共は、死者・生者を含めた人間を取り扱うに当たっては、公開する側も請求する側も真摯な責任を背負うことが前提になることは言うまでもありません。

その意味では、情報公開条例に関する問題は、畢竟、人権の問題へと収斂していくことを指摘し、慎重かつ責任感をもって臨んで欲しいと思う次第でありますし、法令違反については必罰を執行部には、お願いしたく存じます。

続いて、この情報公開とも関わってくる問題なんですけれども、まちづくり公社についてお伺い致します。

3月定例会の冒頭、町長から令和5年度施政方針が示されました。その重点施策の中で1番目「人口減少対策としての地方創生事業」の中では、「たどつちの歴史・文化・伝統をいかした魅力ある『町づくり』と『人づくり』に取り組み、移住・定住・交流人口及び関係人口の増加を図っていく」とされています。

そのうち、魅力ある「町づくり」を目指す施策として、令和元年度には日本遺産に

認定された「北前船寄港地・船主集落」や本通周辺地区の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組を利用して交流人口の増加に向けて取り組むとあります。

また、「人づくり」に関しては、官民協同組織「まねきねこ課」を中心として本町の魅力づくりと情報発信に取り組むとあります。その一つの活動として先の12月2日に開催された「たどつ桜たんページェント」には、本町内外から多くの方々が来場され、大変な大きな賑わいが創出されました。

4月2日に開催された「たどつさくらまつり」、また8月5日に開催された「たどつ港まつり花火大会」、こちらにおいても町内外から多くの方が来場されています。このように、本町には一時的に誘客出来るイベントコンテンツは複数ありますが、継続して誘客出来る仕掛けが圧倒的に不足している。これが現実ではないでしょうか。

「まちづくり公社」が企画されてから、かなりの時間が経過しています。コロナ禍からアフターコロナ、ウイズコロナと時間は経過していますが、「まちづくり公社」は進展しているようには感じられません。

魅力的なまちづくり・ひとづくりを担う機能を組織化・強化することには賛成です。しかしながら、新たな組織を設立することが目的となり、時間ばかりが経過することになると、本来の設立目的が時間の経過とともにぼやけてしまう嫌いがあります。目的のすり替えや善悪を無視し、規定事項だから取り組むという陥穽を突くのは『全体主義の起原』や『人間の条件』といった著作を著したドイツ系ユダヤ人政治哲学者のハンナ・アーレントの思索です。ナチスの強制収容所から脱出し米国に亡命した経験を持ち、人間を無効化する政治を徹底的に分析しました。ナチスの親衛隊中佐としてホロコーストに関与したアドルフ＝アイヒマンの裁判を記録した『イエルサレムのアイヒマン』は、切れ味の鋭い言説で社会に衝撃を与え、人々に思考の枠組みを組み替えるきっかけになったと言います。

ジェノサイドの中心的役割を担ったアイヒマンは、当然ユダヤ人にとって悪逆非道な「悪魔」であるはずでした。しかし、裁判は、上からの命令に忠実に従う官僚組織の歯車となった平凡な小役人、つまり悪魔とは程遠い「思考停止の」人間というアイヒマンを明らかにしています。

官僚組織は常に前例主義の奴隷となり、「思考停止」の歯車として機能してしまうことは古今東西どの組織であろうとも必然的に召喚されてしまう問題です。思考停止の事なかれ主義、こちらは人の体と同じで動脈硬化と同じです。この事実を直視することも大切です。

そのために必要なことは、新たな組織づくりに固執するのではなく、庁内組織の機構改革や事務改善などを図り、庁舎内で必要な事業目的やその組織の骨格を早急に決定した後、適切な人材、すなわち町職員にその運営を任せることも一つの選択肢ではないかと考えています。

さて、この現状の停滞を解決し、魅力的なまちづくり・ひとづくりを担い、ヒト・モノ・カネの面で地域の内外を繋ぎ、本町の持続的な発展に寄与出来る組織として「まちづくり公社」の設立を目指していると理解しています。しかしながら、今年度の進捗状況を把握することが出来ていないのも現実です。

以前、「まちづくり公社」設立に向けたロードマップは示してもらっていますが、その後の進捗について、この質問では問わせて頂きます。

まず1点目。改めて「まちづくり公社」設立に向けたスケジュールをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の「まちづくり公社」設立に向けたスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まちづくり公社の設立につきましては、専門人材、地域、民間、行政等の関係者間の橋渡しをしながら現場責任者としてプロジェクトを推進出来るブリッジ人材が必要不可欠となります。

そこで、本町ではそうした人材を任用するために令和3年度に創設された地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、まちづくり公社の設立、運営を実際に行う統括マネージャーを任用致します。その統括マネージャーの給与につきましては条例で規定する必要があるため、本議会において会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正案を上程させて頂いており、その案について承認を頂きましたら、12月下旬に統括マネージャーの公募を行う予定でございます。

その後、選任された統括マネージャーと共に会計士等、土業の方々のご支援を頂きながら、既存の事業計画をベースにしつつも、より実情に即した事業計画を策定し、公社設立、運営に向けた準備を進めてまいります。

また、公社の設立時期につきましては統括マネージャーを任用後、1年以内を想定しております。

今、氏家議員のおっしゃったとおり、少し遅くなっております。それは本当に反省しておりますし、申し訳なく思っております。これからは、職員共々一丸となって、この取組に真摯に取り組ませて頂き、遅れを取り戻したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長が非常に熱心にこの「まちづくり公社」の設立に動かれていることは、非常に熱意を感じている次第です。

そこで一つ確認のために再質問させていただきますが、今回、この募集をかけるという公社づくりの全体の事業計画、私の記憶によれば、令和2年度に作られたものが基になっていると思いますが、こちらの事業計画の策定は、何時されたものをベースに今回の事業を進められているのか、政策観光課の課長に再質問させていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

氏家議員のおっしゃるとおり、以前に策定されました事業計画を基に、今後、任用致します統括マネージャーを中心に、より多度津町の実態に即した形での実施計画の方を今後策定していく予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長が非常に熱心に走られていることは理解してはいるんですが、例えば、この募集に関しても令和2年度の事業計画で、今、令和5年ですよ。ここ3年間は何をやったんだというのが正直な感想になります。町長だけが1人でやるっていうのは無理な計画になります。やるならやるで一丸となって、スピード感を持って取り組んで頂きたいと思います。

そこで、今回公募をかけるということですがけれども、2点目の、この「まちづくり公社」の舵取りを担う人物の選定状況とその選定基準についてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の「まちづくり公社」の舵取りを担う人物の選定状況とその選定基準についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、「まちづくり公社」のメインプレーヤーとなる統括マネージャーにつきましては、12月下旬に町ホームページや町公式SNS、また移住スカウトサイト等を活用し、具体的なプロジェクトの内容や詳細な求める人物の要件を提示した上で広く公募を行う予定でございます。

選考は書類選考と2度の個人面接を行い、選考委員については町人事部局だけでなく、外部団体を含む合議体により選任することを想定しております。

その選定基準につきましては、マネジメント経験を有すること。コミュニケーション能力が高いことに加えまして、マーケティング、地域ブランディング、特産品開発のような特定の分野における知識と経験があることを必須条件としております。

また、歓迎条件と致しましては、地方自治体と連携した事業に携わった経験、起業経験、民間企業の経営に携わった経験がある人物としております。

厳しい条件かとは思いますが、議員のおっしゃるとおり、統括マネージャーは公社の舵取りを行い、公社の中核となる人物となりますので、「まちづくり公社」の理念や公社を設立する目的を理解し、着実にプロジェクトを推進する能力を持った人材を慎重な審査を行った上で選任したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

選定基準についての丁寧なご説明有難うございます。

ただ、一事が万事という言葉もございまして、計画は出来ているけれども中身っていうところに振り返ってみた場合、例えばこの募集に関してもSNS等を活用して

募集されるということですが、本日現在、X（旧ツイッター）2013年3月から運用されておりますが、多度津町のフォロワーは545名です。社会的な影響力を考えると、計画はあるけれども中身が伴っていないという印象が否めません。

ですので、繰り返しになりますが、やるのであれば、本気度っていうものが全く伝わってこないのも事実ではないかと指摘をさせて頂いた上で、3点目、公社設立に当たっては、先に言及したとおり同様業務を担当する周辺団体が多数存在するのも事実です。事務負担や経費の問題も馬鹿になりません。例えば、観光協会、まねきねこ課、本町自治体関連団体、例えば、合田邸ファンクラブや本町筋を愛する会などですが、今回新設されるのが同様業務を包括的に担う「まちづくり公社」となります。

この現状を踏まえ、イベントを企画運営する組織が数多くありますけれども、それらの活動を「まちづくり公社」が整理調整、あるいは統括するのか、あるいは吸収合併するのかという認識でよいのかお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の「まちづくり公社」と町内まちおこし団体との関係性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、本町にはイベントを企画、運営するまちおこし団体が多数存在しております。こうした既存のまちおこし団体と公社との関係性につきましては、「町内にある各種まちおこし団体等を繋ぎ、地域全体で様々なことに取り組んでいける基盤を整えていくこと」という公社の役割のもと、具体的な事業計画を策定していく中で、まちおこし団体の方々の意見もヒアリングしながら検討していこうと考えております。

いずれのまちおこし団体も多度津町を元気にしたいという共通の認識のもと、設立され、事業を推進しております。「まちづくり公社」がそれぞれの団体が持つ特色や強みを明確化させることで、より多くの人を継続的に本町に呼び込み、公社設立の根本的な目的である地域コミュニティ機能の強化及び地域活性化に貢献出来る連携体制や仕組みを構築したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。この公社を設立することで、継続的に人を呼び込む流れを作りたいということなんですが、これまで既存の団体も同じ目的で動いてこられたかと思えます。

ただし、現状としては、一時的に誘客は出来るものの継続的に誘客出来る状態にはなっていないのが、現在であるとすれば、これまでの事業に関しては成功したのか、失敗したのか、お答え下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

これまでの支援につきましては、観光振興団体であるとかそういった部分につきまして、町として支援の方を行ってまいりました。議員おっしゃるとおり、一時的に呼び込むというような形になっているというところもございますが、ある一定、来客者等も来られておりますので、一定成果があるものと考えております。ただ、議員もおっしゃるとおり、「まちづくり公社」などが、そういった事業を結びつけることによって継続的に町に来場者を呼び込むと。そういった形にしたいということで、現在の方、考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

出来れば、イエスカノーかでお答え頂きたかったところはございますが、そこに関連することで4点目の質問に移らせて頂きます。

「まちづくり公社」設立に向けた取り組みについての担当は、どなたが担っているのかお伺いします。責任の所在をはっきりさせたいとの考えからです。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員のまちづくり公社設立における担当及び責任の所在についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公社設立の実質的な取組は、策定した事業計画を基に統括マネージャーが主軸となって行うため、担当及び現場責任者は統括マネージャーとなりますが、統括マネージャーは町長が指定した重要プロジェクトに従事するため、その根本的な責任の所在は町となります。

また、公社設立に取り組む詳細な推進体制につきましては、統括マネージャー任用後、専門家の方々のご助言も頂きながら決定する予定となっておりますが、公社設立までの予算編成や予算の執行につきましては、政策観光課で行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご答弁有難うございます。これまで「まちづくり公社」に向けての現状の流れ等ご説明頂きました。よく事業計画などで、実施した事業に関してはPDCAサイクルで検証するなど書かれてはいるのですが、今、観光課の課長さんから伺った話では、検証に関してしっかり出来ているようには思えませんので、今後は、これは他の課でも同じだと思えるんですけども、本当に事業検証をやっているのかどうか、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

そこで5点目の質問に移ります。「まちづくり公社」設立については、順調に進捗していると考えているのか。順調であるとすれば、その問題点や課題は何だと考え、その解決をどのように図っていくのかについてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の「まちづくり公社」設立の進捗についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度につきましては、専門的な知見を有する統括マネージャーを公募するにあたり、必要な給与の額について他市町の事例を聞き取った上で協議し、その額を決定する等、統括マネージャーの任用や公社設立に向けて行うべき作業を順序立てて進めているところでございます。

今後は、統括マネージャーが選任され次第、スピード感を持ちつつも着実にステップを踏みながら公社設立に向けて邁進したいと考えております。進捗につきましては、適宜、ご報告をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問をさせていただきます。今後は、統括マネージャーが選任され次第、スピード感を持ちつつも着実にステップを踏みながら公社設立に向けて邁進したいと考えております。とのご答弁を頂きました。

これは、統括マネージャーが選任され次第、スピード感を持ちつつも着実にステップを踏みながら公社設立をされるのか。あるいは、今からやっていくのかについて、ご説明下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

公社統括マネージャーを任用する前から事業の方を推進するのか。または、統括マネージャーを任用後に進めていくのかという点でございますが、現在も庁舎内部で「まちづくり公社」に関しますことにつきましては、情報共有と協議を進めておりまして、今後、統括マネージャーを任用した際には、統括マネージャーと一緒に専門家の意見も聞きながら、事業計画の方を策定してまいりたいと思えます。公社設立につきましては、職員が自分事として色んなまちづくりについて考えながら、取り組んでいく必要があるという風に考えておりますので、今後とも統括マネージャー任用前、後に関わらず、事業の方は検討してまいりたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

責任感を持って事業を進めて頂きたいのですが、もう今から動いていないとおかしな話な訳なんですけれども、例えば、このまちづくりということを一口に言っても、人づくりもそうなんです、大きな課題になります。例えば、政策観光課のやるまちづくりがあれば、産業課の担うまちづくりもございませう。当然、公社には、観光的な側面もあれば、新しい産業の創出っていう産業課の担うような役割も特産品開発ということでやっていかれるかと思えます。

現状でも真剣にやられているということなんです、責任の所在は政策観光課ということは先ほど頂いたんですけれども、その総合的な事業を進めるに当たっての現在の各課横断的な対応、協議が出来ているのかについて、再々質問させていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

各種事業におきます効果検証等につきましては、たどつの輝き総合戦略等に掲げております成果目標等、そういったもので記載しておりますK P Iにつきましては、進捗状況等を全課で確認をして情報共有を図っているところでございます。

また、公社に伴いますそういう地域の各課横断的な組織につきましては現在のところはございませんが、今後、統括マネージャーを選任した後は、そういった各課横断的に話し合いをするそういった体制づくりの構築を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

現実にはこの「まちづくり公社」の設立に関しては、いかななものかと考えている議員の方も多くいらっしゃるかと思います。

別に、私はこのまちづくり公社が出来る事は悪いことだとは考えてないんですけども、このままいくと失敗するのじゃないのかっていう危惧の方が強くあります。だとすれば、スピード感を持って責任を持って取り組んで頂きたいという考えになるんですけども、このまちづくり公社の設立をされることによって、この現状停滞に風穴があくのであれば、そのキッカケになることを期待するのは事実なんですけれども、このままいきますと新設にあたっては冒頭で言及したとおり、これまでの無理や無駄を事情検証が行われなかったことを整理した上での判断も必要になると思います。例えば、既成事実に安住して、先の太平洋戦争に突入したかの如き何らかの根拠の欠如した非合理的な猪突猛進とか、また、命令だから熱意も何もなくやっていくというようなアイヒマン的な態度を排した上で真摯な議論を続けながら設立していくことが、多度津町を良く作っていくことになるのではないかと考えています。

そのためにも責任感を持って、「まちづくり公社」の設立にあたっては、町長だけじゃなくて執行部全体で認識を共有しながら、既存の組織を整理した上で、事業を進めていって欲しいと思います。そのために、議会も存在しているのではないのでしょうか。

以上で、2番、氏家 法雄の一般質問を終えます。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩を致します。議場の時計で10時40分までと致します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎忠義でございます。

私は、令和5年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、1、年末に向け、物価高騰などから町民の暮らしを支える取組について、2点目に自転車用ヘルメットの助成についての2点について、町長及び教育長、そして、関係各課長に対し、一問一答方式による一般質問を致します。

なお、原稿提出後、情勢の変化や経過、期日が過ぎていることをご了承を願いたいと思います。

今、戦争と平和をめぐる世界の大激動は、日本の国内情勢に大きく関わっております。2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は長期に及び、今もなお行われており、国連憲章と国際法違反を繰り返して行われ、世界の国際秩序や独立主権を侵略し、平和を脅かしております。

また、イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナガザ地区の人道状況は、極めて深刻な危機に直面しており、イスラエル軍は難民キャンプへの連続的な空爆をはじめ、民間人に甚大な犠牲をもたらす空と陸と海からの大規模攻撃、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げ、ガザの人々を死の淵に追いやる封鎖、甚大な人道的災厄をもたらしている住民の南部への移動強要など、国際人道法に違反する戦争犯罪を犯し、子どもたちを含む多数の罪のない人々の命を奪っています。

このようなロシアのウクライナ侵略戦争、パレスチナガザ危機は、軍事対軍事の悪循環という状況を生み出しており、双方とも国連憲章と国際法を守るという1点での協力こそが平和を作る道であり、戦争終結の道であります。

一方、日本国内では中東情勢の影響もあり、食料や原材料をほとんど輸入に頼っており、もろに日本が影響を受けております。また、失われた30年とも言われる長期にわたる経済停滞と暮らしの困難によって家計が疲弊しきっているもとに、襲いかかった物価高騰は、国民の暮らしにとりわけ深刻な打撃を与えております。

特に、これから寒さが厳しくなる年末に向け、深刻な物価高騰から町民の暮らしを守る取組が一層重要になってきております。

政府は11月2日、総合経済対策を閣議決定し、その裏付けとなる2023年度補正予算案を10日に閣議決定を致しました。

経済対策には、地方創生臨時交付金「重点支援交付金」5,000億円や灯油補助など、原油価格高騰対策に対する特別交付税措置が盛り込まれました。

そこで、お尋ねを致します。1点目には「2023年度補正予算（第1号）（案）」、11月10日に閣議決定を致しました。これは、地方創生臨時交付金「重点支援地方交付

金」これは、推奨事業メニュー分、5,000億円ですが、交付限度額は示されているのかどうか。また、今年の3月には、7,000億円を措置しているが、どうかをお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の重点支援地方交付金の交付限度額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで、重点支援地方交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に要する経費に充当してきたところでございます。このたびの国の補正予算に係る重点支援地方交付金につきましては、名称が「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とされ、本町における推奨事業メニュー分の上限額につきましては、令和5年11月29日に4,937万6,000円が国より示されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。ただ今、4,937万6,000円が、11月29日に提示されたとのことでありますが、この金額は、前回、3月の何割程度の交付金金額となっているのかをお尋ねを致します。後でもいいです。ちょっと時間が。

議長（小川 保）

構わんですか。じゃあ、後にしましょうか。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目にデフレ完全脱却のための総合経済対策、これは、11月2日閣議決定では「重点支援地方交付金」であります。この推奨事業メニュー分があるが、どういふものなのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の推奨事業メニュー分についてのご質問に答弁をさせていただきます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における推奨事業メニュー分とは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、支援の効果が当該生活者などに直接的に及ぶ事業の経費に充てるため、国が交付する交付金でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。これは、新型コロナウイルス感染症から5類感染症に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金については、今回追加する分から交付金の名称を「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」としたこと。及び交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業を対象とするとしていることであると理解してよいのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの推奨メニュー分の割合でございますが、今回の推奨事業メニュー分につきましては、前回の約7割程度でございます。この推奨事業部分につきましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて、必要な支援をきめ細やかに実施出来るように、重点支援地方交付金として、低所得世帯支援枠及び推奨事業メニューが創設されたものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次、3点目でございます。灯油補助など原油価格高騰対策に対する特別交付税措置に関するものがあるが、どういうものなのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の原油価格高騰対策に対する特別交付税についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、令和3年度から国が原油価格高騰に対する緊急対策として、地方自治体を実施する原油価格高騰対策に係る経費を特別交付税措置の対象としております。

具体的には、生活困窮者などに対する灯油購入費の助成、農業者、漁業者などに対する燃油高騰分の助成、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、学校等公共施設における暖房費の増数分などに係る経費が当該措置の対象でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。新型コロナウイルス感染症や今、大流行しているインフルエンザ感染症との関連の要件はあるのかどうかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症などとの関連についてのご質問に答弁をさせていただきます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、交付金の名称を変更するとともに交付金を活用した事業における新型コロナウイルス感染症との関連は、要件とはしないということが国より示されております。

また、インフルエンザウイルス感染症との関連につきましては、特段国から示されている情報はございませんので、交付金を活用した事業における要件にはならないものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問致します。ただ今、要件にはならないとの答弁でございますが、コロナも5

類移行後は、香川県ではコロナ感染が現在3週連続増となっており、11月27日から12月3日の報告では、前週から2倍強の最多感染者があり、町としてはコロナ、インフルエンザに対し、どのような対策支援がとられているのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町の方ではコロナウイルス感染症はもう新聞等の報道でしか、こちらの方には報告がありませんが、今コロナよりもインフルエンザ、特に児童の感染が増えている状況です。

今回の財政的な支援はございませんが、相談等、まだワクチンも続いておりますので、そのような相談等がありましたら、真摯に相談を受けている状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目に年内の予算化に向けた検討を進めるということでございますが、具体的には町ではどのようなものがあるのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の年内の予算化に向けた検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰に苦しむ生活者、事業者支援のため、当該交付金を早期に有効に活用するよう示されており、低所得世帯支援枠に関する給付金制度については、年内の予算化を、推奨事業メニュー分を活用した事業につきましても、可能な限り早期の予算化及び事業実施を国より要請されているところでございます。

本町と致しましても早期に住民の方をはじめ、事業者の方々などの支援を実施出来るよう検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目でございます。所得減税、給付金の恩恵のない1,000万人への措置、対応はどうなるのか、これについてのお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の所得減税や給付金の恩恵のない世帯への措置対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

所得減税や給付金支給の対象とならない世帯を具体的に申しますと住民税の均等割のみが課税された世帯が該当するものと考えております。

当該世帯に対する支援策につきましては、報道等で国が検討中であるとの情報は存じておりますが、国からの具体的な情報は現在のところございません。

今後も国の通知などを注視し、遅滞なく対応できるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、7点目でございます。重点支援地方交付金での低所得世帯支援枠、つまり政府では1.1兆円を出しておりますが、どういうものかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の重点支援地方交付金における低所得世帯支援枠についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該交付金の低所得世帯支援枠につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業を交付対象とする交付金でございます。

具体的には、低所得世帯を交付金による給付の直接の対象とする事業とされており、対象となる低所得世帯とは、令和5年12月1日において、世帯の全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税とされる世帯でございます。

ただし、扶養親族等のみで構成される世帯は、低所得世帯支援枠の交付対象外となっております。

なお、給付の額につきましては、1世帯当たり7万円が上限とされております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の再質問を致します。住民税非課税世帯、これは7万円が当たる訳でございますが、及び事務費分を市町村に交付し、1世帯当たりの目安は7万円、これは、今年の夏以来からの3万円の支援と合計で10万円となります。推奨事業メニュー8項目の組合せになると、支援の方法、つまり現物現金や1世帯当たり単価といった具体的内容は、地域の実情において決められると理解してよいのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

事務費につきましても、低所得世帯支援枠と致しましては、現在、494万2,000円が国の方から示されてございます。また、給付の額につきましては、1世帯当たり7万円が上限とされておまして、現在、重点支援の交付金につきましても、上限額に達していない部分もございまして、実績に応じまして7万円分の交付金の方が支給されるという形になっておりますので、本町と致しましても1世帯当たり7万円の支給で考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、8点目でございます。重点支援地方交付金での推奨事業メニュー、つまり0.5兆円での生活支援と事業者支援がありますが、それぞれどのようなものがあるかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の重点支援地方交付金における推奨事業メニュー分についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該交付金の推奨上位事業メニュー分につきましては、国より8つの推奨事業メニューが示されております。具体的には、まず、生活者支援につきましては、1つ目がエネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援、2つ目がエネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、3つ目が消費下支えを通じた生活者支援、4つ目が省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援の4つのメニューが示されております。

次に、事業者支援につきましては、1つ目が医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、2つ目が農林水産業における物価高騰対策支援、3つ目が中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、4つ目が地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援の4つのメニューが示されております。

なお、原則、8つのメニューに該当する事業を交付対象としておりますが、各地方公共団体において、国が示す推奨事業メニューよりもさらに効果があると判断する事業につきましても、その理由を明らかにした場合は、交付対象となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、9点目でございます。定額減税及び低所得者支援等は、どういうものかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の定額減税及び低所得世帯支援等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

定額減税につきましては、令和6年6月に、令和6年分の所得税3万円と令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を行うことが検討されております。国からの具体的な情報は、現在のところございません。

次に、低所得世帯支援枠につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し、7万円を上限に給付を行うものでございます。今後も国の通知等を注視し、遅滞なく対応出来るよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。これは、岸田政権の目玉の来年6月の所得税、住民税の定額減税については、物価高の対応になっていないこと。そして所得税減税の及ばない人が全国で1,000万人いること、また、所得税は非課税でも住民税を納付する人は約500万人。納税額4万円未満の約400万人が減税の効果を十分に受けられないということと理解してよいのかをお尋ねを致します。

税務課長（西山 政有紀）

ただ今の尾崎議員の再質問について答弁をさせていただきます。

先ほど尾崎議員の方からお話のありました定額減税につきましては、所得税は非課税

であるが、住民税は課税である方が全国で約500万人、納税額が4万円未満の方が約400万から500万人、合わせて1,000万人の方が上限の4万円の減税額や給付金が受けられないと言われ、その方が狭間にいると言われております。

この皆様に関しましては、現在の上限額が4万円のうち令和6年度に減額出来なかった差額を翌年度に差し引くという話も報道等もございましたが、また、最近になりましたは、差額を追加で現金給付するといったような内容の報道が昨日等ございましたので、そういった対応が今後出てくるのかなと思っております。

ただ、先ほど答弁にもありましたように国から詳細・方針等が何も示されておられませんので、今後の動向や通知等を注視してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、10点目でございます。ゼロゼロ融資返還に伴い、支援金がなくなり廃業が増えると予想され、この年末融資が必要でございますが、国、県、町には何があるのかをお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の中小企業のゼロゼロ融資返済に伴う国、県、町の支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

いわゆるゼロゼロ融資とは、コロナ禍で売上げが減少した企業に実質無利子・無担保で融資する仕組みで、政府系金融機関は令和2年3月から令和4年9月まで、民間金融機関は令和2年5月から令和3年3月まで受け付け致しました。

現在、その返済が本格化していると考えられます。

しかしながら、コロナの影響の長期化や物価高など多くの中小企業が引き続き厳しい状況にあるため、国は、積み上がった債務の返済負担への対応や事業再構築などの前向きな取組の促進のため、コロナ借換保証を令和5年1月から開始致しました。

これは、保証限度額が1億円で、事業者負担分の信用保証料は0.2%となっており、通常の借換えよりも信用保証料が少なく負担が軽減されております。

この融資申込みには、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けることが条件となっており、事業の黒字化や業績回復、事業の再構築などが期待されております。

これを受け、県では香川県伴走型経営改善支援融資で、民間ゼロゼロ融資に加え、他の保証付き融資からの借換へのほか、事業再構築等に向けた資金を融資しております。これは、信用保証料のうち、0.2%を県が補助するものとなっております。

以上のおり、金融支援につきましては、国の制度に基づいた県の救済措置があるため、町としての支援策はございませんが、県の伴走型経営改善支援融資の前提となるセーフティーネット保証の申請が町にありました際には、円滑に処理を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、11点目でございます。インボイスの登録状況は全国的には9月末で申請件数が371万件を超えており、法人210万社、つまり75.6%、そして個人が161万人、30.1%であり、個人免税業者419万人のうち、42万人、約10%が申請しており、香川県では、法人と個人で2万8,000件となっておりますが、インボイスの申請数のうち、町内の免税業者は何名なのか。また、インボイス登録状況は、町内ではどうなのかをお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の町内のインボイス登録状況等についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度とさせていただきます。）が導入されました。

インボイス制度が始まることで自社が適格請求書、いわゆるインボイスを発行出来ないと販売先は仕入れ税額控除が出来ず、取引を見直す可能性があります。そのため、販売先が事業者である場合、これまで免税事業者であったものが、インボイス発行事業者になることを検討する必要性が生じております。

国税庁の資料によりますと、国内の10月末現在のインボイス発行事業者としての登録件数は約407万件に上っており、うち免税事業者からの新規登録件数は28万件となっております。

町内のインボイス登録状況につきましては、丸亀税務署に問合せたところ、税務署単位や市町単位での件数は公表していないということでした。申請状況と致しましては、制度が始まる直前の9月が最も多かったとのことでございます。

今後も事業者の皆様から問合せがあった場合には、税務署のインボイス制度説明会や多度津商工会議所での個別の相談に繋げてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

済みません。前段の10点目のゼロゼロ融資の金融関係のことですが、再質問を、ちょっと前後になりまして申し訳ないんですが、再質問を致します。

ほとんどの企業が利用出来る緩やかな貸出し要件の制度のある日本政策金融公庫のセーフティーネット貸付けが、経営環境変化対応資金がありますが、審査面談での経営改善点、行動計画書と返済計画書の作成、提出があります。

認定支援金融機関は、我が町内にはどのような金融機関があるのか。また、厳しい貸出し審査は、どうすればよいのかについてお尋ねを致します。前後左右して申し訳ございません。ご答弁をよろしくお願い致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただきました国の方での保証制度、並びに国の方の制度を受けての香川県での香川県伴走型経営改善支援融資、これにつきまして香川県の方の制度の説明

でございますが、こちらの取扱い金融機関と致しましては、114銀行、香川銀行、高松信用金庫など、また、それと三菱UFJ銀行等の都市銀行等、多数の金融機関が取扱い金融機関窓口となっているところでございます。

これに対しまして、まず、この申請の前提となるセーフティーネットの認定というのは、中小企業信用保険法に基づいて町の方で認定する訳でございますが、こちらは前年度からの売上げ減少等、財務書類から判断致しまして町の方で認定致します。

この後、各制度の個別の認定作業に入りますが、これについて町内の事業所の方等から相談とかありましたら、適切に県等にお繋ぎ致しまして支援してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、12点目でございます。改正電子帳簿法は2024年1月、つまり来年1月よりスタートし、電子取引これは完成すればデジタルインボイスも当然含まれる訳でございます。これについては、紙保存ではなく電子データ保存が義務化され、中小零細事業者の実態を全く無視したものとなり、10月1日以降、実際の実務が始まるとインボイス制度の複雑さや消費税の過酷さへの実感がさらに広がることに対し、町としてはどのように考え、対応していくのかをお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の改正電子帳簿法に対する町の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

電子帳簿保存法は、正式には電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律と言いまして、税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律でございます。

平成10年の施行後、何度か改正が行われ、パソコン等で作成した帳簿書類をデータで保存したり、紙の領収書、請求書などをスマホやスキャナで読み取った電子データで保存したりすることが出来るようになりました。令和6年1月からは、所得税法・法人税法上の保存義務者は、契約書、領収書、請求書等で電子取引のものは、電子取引データが原本となり、電子データを消さずに保存する必要があります。

この保存要件については緩和され、システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、従前の保存方法のままでよいこととされています。

このことについて、町内の事業者の方から1件問合せがあり、多度津商工会議所に支援を依頼致しました。

今後もこの件について、同様の問合せがございましたら、同商工会議所と連携し、対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、13点目でございます。全国の自治体で取り組んでいる物価高騰対策と致しまして、次のようなものがあります。

住民生活支援では、1、小・中学校生の給食費の無償化、軽減、2点目に加齢性難聴者の補聴器購入補助制度、3点目に下水道利用世帯、し尿くみ取り世帯に補助、4点目に大学、専門学生に1人5万円の給付、5点目に生活応援商品券の配布、6点目に全住民に割引クーポン券、7点目に課税世帯に1世帯1万2,000円分の商品券の配布、8点目に子ども1人当たり5,000円の商品券配布、9点目に全住民に割引クーポン券の配布、10点目に国の給付金対象外の世帯に1世帯当たり2万円。11番目に住民税均等割世帯に1世帯当たり5万円の給付、12点目に住民税均等割世帯に1世帯3万円の給付、13点目に70歳以上にタクシー券と商品券を配布。

また、中小企業支援では、1番目に肥料価格高騰への対策として、前年から増加した肥料費の15%を独自補助、2点目に中小企業者への燃料費高騰分支援の対象に影響を受けた事業者全てに広げる、3点目にプレミアム付商品券について、商工会議所会員以外でも手数料免除に改善をすることなど、住民生活支援と中小企業支援で実現した施策でございますので、これらを参考にして年内の予算化に向けた検討を進めることに対して、町はどのように考えていくのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の年内の予算化に向けた検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。重点支援地方交付金の推奨事業メニューにつきましては、国が低所得世帯支援枠の対象外としている住民税均等割非課税世帯のうち扶養親族等のみで構成される世帯に対して7万円を給付する事業について、年内の予算化に向けて準備を進めているところでございます。

今後、議員ご提案の事業を参考にしながら、本町の予算上限額である約5,000万円を最大限活用し、早期に住民や事業者の方々へ支援を実施出来るよう検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に自転車ヘルメットの購入助成についてであります。

交通事故の被害軽減のため、自転車に乗る全ての人のヘルメット着用が今年4月から努力義務となり、既に9箇月を経過を致しました。

ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用者の約2.4倍。これは2023年版の交通安全白書でございます。そして、一部の自治体では、住民が新たにヘルメットを購入するときの費用を補助をしており、小豆島町では購入者には一律2,000円の補助金が支給されております。

香川県では公共交通機関が不便で、地形が平坦なこともあり、自転車王国となっております。通勤や通学、そして免許返納後の高齢者の移動手段として自転車は私たちにとってはなくてはならないものであります。

ヘルメットは高価で、2～3年で買い換えが必要になります。通院や店への買物には、高齢者にとっては自転車は欠かせません。

年金生活者からは、ヘルメットは高価で買いにくいので補助して欲しい。との強い要望を受けております。

自転車だと歩く時間の3分の1ぐらいで、医院やスーパーや駅まで行け、ヘルメットがあれば安心して乗れます。との強い願いと要望でございました。

これは、地球温暖化CO<sub>2</sub>削減の防止策の乗り物の一助として、また、健康増進の手軽な乗り物としての役目を果たす自転車は、自転車利用者が安全に通行出来るように、町は自転車道の整備とヘルメット購入者への補助金制度の導入や拡充をすべきであります。

そこでお尋ねを致します。1点目に町内での自転車保有している利用台数は、およそどの位あるのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の町内における自転車の利用台数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、自転車をめぐる環境は、通学や通勤など生活に関連する自転車の利用以外にも健康の増進を目的とするなど用途の広がりを見せており、交通手段として多くの人が利用しております。

また、渋滞のない円滑な道路交通、脱炭素化によって、環境に優しい社会の実現を目的に誰もが自転車に乗りやすい安全で快適な環境整備が全国的に実施されております。本町では、調査等を行っておりませんので利用台数等は不明ですが、県の資料によりますと県内の自転車保有台数は約45万台で、1世帯当たりの保有台数は全国的にも多いとされております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。自転車に乗る人のヘルメット着用率は、町内ではどの位なのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の町内における自転車利用者のヘルメット着用率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、昨年4月の公布日以降から、町広報紙の掲載やデジタルサイネージによる啓発パンフレットの配布などにより、ヘルメットの着用の重要性を周知するとともに、丸亀警察署や多度津町交通安全対策協議会など様々な団体等と連携し、啓発活動に取り組んでおります。

現在のところ、本町においては、着用率の調査等を行っておりませんが、本年7月に警察庁が実施したヘルメットの着用率の全国調査において、香川県民のヘルメット着用率は7.1%であり、全国平均の13.5%を下回る結果となっております。

本町と致しましては、県内のヘルメットの着用実態を踏まえ、関係団体と連携を強化し、ヘルメットの着用促進に向けて、効果的な取組を進めてまいります。以上、答弁

とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。町内の方がヘルメットを購入する場合、町内で購入出来る店は何箇所あるのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の町内における自転車用ヘルメットを購入可能な店舗数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年4月に努力義務化されたことから、自転車を販売する店舗において、附属品として販売していることと認識しております。町内のホームセンター1箇所において販売されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。多中生徒の自転車通学での1年生、2年生、3年生の各々の自転車台数とヘルメット着用数と補助があるのかどうかをお尋ねを致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

尾崎議員の多中生徒の自転車通学での各学年の自転車台数とヘルメット着用数及び補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、各学年の自転車通学の台数ですが、1学年は128台、2年生は126台、3年生は144台です。

続いて、ヘルメットの着用数については、ヘルメットの着用が自転車通学の条件となっておりますので、着用率は100%でございます。

最後に、ヘルメット購入補助につきましては、ヘルメットに特化した補助制度はございませんが、児童扶養手当を受給している世帯等への就学援助制度があり、その制度では、通学用品費等を購入するための費用も援助しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございます。都県の例での自治体の補助制度では、1番、東京都では区市町村に対し補助額の2分の1、上限1,000円、2点目に長野県では高校生と65歳以上、市町村に対し補助額の2分の1、上限が1,000円、3点目には愛知県でございますが、7歳から18歳と65歳以上、購入費用の2分の1、上限が2,000円、4点目に兵庫県では1歳から18歳の子ども、これは人数分でございます。それと親1人分、19歳から29歳の学生、65歳以上、購入費用により上限が4,000円分、これはキャッシュレス決済ポイントやプリペイドカードで実施を致しております。5点目には徳島県が16歳から18歳と65歳以上、購入費用の2分の1、上限が3,000円、6点目に高知県であります。自転車通学の小・中・高校生、上限2,000円。これは市町村により異なる訳でございますが、これについてお伺いを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員のヘルメット購入費の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。  
本町における自転車用ヘルメットの購入の補助につきましては、現在のところ、行う予定はありませんが、国や県や新たな支援策等の情報をはじめ、近隣市町の動向を注視して、確認して色々考えていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間がないので、県知事が表明されました。県内高校生対象に購入費補助を行う方針を12月11日の月曜日に表明を致しました。来年度には補助制度を創設出来るよう、有効性、補助対象や補助率など制度設計を急ぎたいとしております。

このような中で、町は考えて頂きたいと思っております。

再質問はちょっと時間がないので、結構でございます。

次に、6点目でございます。道隆寺から北への町道、予讃線北鴨踏切の西側、送電線鉄塔前20mの間が凹んだ溝があり、自転車通行の方々から車と接触し、転落する恐れがあり、極めて危険なので道路の整備を早急にして欲しいとの強い要望がありましたので、建設課に申入れを致しておりましたが、現地確認をして、いつ頃工事が出来るのか。これをお伺いを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の予讃線北鴨踏切西側町道危険箇所の道路整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の予讃線北鴨踏切西側付近の道路整備につきましては、11月1日に尾崎議員より情報を頂き、同日に現地を確認しております。現状につきましては、道路部と路側部に段差が生じており、自転車等の通行の際には車両の接触や転落の恐れがあり、危険性のある状況と判断を致しました。

また、当該箇所の段差につきましては、雨天時の道路排水を兼ねている段差であることから、修繕方法について検討に日数を要しましたが、本町と年間契約をしている道路維持修繕業者に早急な修繕を指示し、先週12月8日に段差解消の工事を完了しております。

今後も苦情、要望等があった場合には、迅速に対応するとともに定期的に町内の道路をパトロールするなど、町民の皆様が安心安全に利用して頂けるよう道路の維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

有難うございました。早速の対応をして頂きまして、大変、そこを通行している自転車及び歩行者に喜ばれておりますことをお伝えしたいと思っております。

そこで、最後になりましたが、この非常に危険な箇所について、工事前と工事後について写真がございますので、皆さんにお見せしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

これが踏切の側のこれは工事前でございます。非常にこのように窪地になっておりま

してですね。もう本当に転落したら大怪我をする。あるいは、ひょっとしたら、そのあとが段差になって非常に低いところでございますので。今ちょっと一部でございますが、見て頂いて。これは工事前でございます。そして、工事後は、このように直して頂いております。踏切のところ、このように舗装をして頂いております。それでこのように自動車が来ても、この白線から横を通るのは非常に歩行者・自転車通学。自転車で帰る方が左側ですから大型車が通った時には非常に危ないということで。転落したら、本当に交通事故の原因にもなるしいうて非常にちょっと要望がありましたんで、お陰様で迅速に対応して頂きまして、有難うございました。

それで、今後ともよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、14番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

全員ご起立をお願い致します。礼。

本日の日程は、全て終了致しました。

これにて散会を致します。長時間お疲れ様でございました。

散会 午後4時2分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和 5 年 12 月 13 日  
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記